

『2020年版社労士出るとこマスター』
(ヨコイ・マネジメントパートナーズ編)
お詫びと訂正のお知らせ

本書において、下記のとおり誤りがございました。読者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、本書をご利用くださいますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
104	重要度 レベル	重要度 <u>1</u> レベル 4	重要度 <u>3</u> レベル 4
108	確認テスト	特別加入制度において、個人貨物 運送業者については通勤災害に 関する保険給付は支給されない。 <u>平 27</u> <u>× 二次健康診断等給付は行われ ない。</u>	特別加入制度において、個人貨物 運送業者については通勤災害に関 する保険給付は支給されない。 <u>平 26</u> <u>○ 「通勤」の範囲が不明瞭である ため、通勤災害に関する保険給付 は設問の個人事業者には支給され ない。他に「家内労働者」「特定・ 指定農作業従事者」「個人タクシー 事業者」も同じ理由で給付の対象 外となる。</u>

以上